

1 全体事項

- (1) 本事業は、発電燃料である木質バイオマスを主に海外から輸入する計画であることから、燃料の調達にあたっては、調達先の森林保全の観点から、燃料の生産地における適正な森林管理や合法的な伐採であることを確認すること。
- (2) 東北地域の未利用材については、より一層の活用を図るとともに、当該材の調達にあたっては、関係する他事業者や団体等と適切に協議・調整を行い、地域の森林環境に影響を及ぼさないように配慮すること。
- (3) 本事業の実施にあたっては、市民に対し、排出ガス濃度や燃料の調達先等について積極的に情報を公開し、不安の払拭に努めること。

2 個別事項

(大気環境)

- (1) 施設稼働に伴い排出される窒素酸化物や微小粒子状物質（PM_{2.5}）等の大気汚染物質について、環境影響評価準備書に示された環境保全措置を確実に実施することにより、周辺環境への影響の低減を図ること。また、常時監視や施設稼働前後での計画地周辺における調査の実施により、本事業による影響を把握すること。
- (2) 計画地周辺で稼働中の火力発電所との大気質に係る複合的な影響の予測にあたっては、当該発電所の予測データの出典元を明らかにすること。
- (3) 工事用車両及び供用時の関連車両の走行に伴う二酸化窒素濃度の予測にあたっては、市内の大気中における最新のオゾン濃度データを用いること。

(植物、動物及び生態系)

- (4) 植物に影響を及ぼす大気汚染物質濃度は植物種によって異なることから、知見データを整理したうえで蒲生干潟に生育する植物への影響を評価すること。

(景観)

- (5) 景観計画及び緑化計画の検討にあたっては、緑豊かな空間を確保するための具体的な方針を示すこと。

(廃棄物等)

- (6) 施設の稼働に伴い発生する焼却灰については、より一層のリサイクルに努めること。

(温室効果ガス等)

- (7) 本事業の実施に伴う二酸化炭素排出量について可能な限り把握するとともに、排出の削減に努めること。また、燃料に用いる木質バイオマスの使用量とその調達先における森林の生産量との関係性等から、持続可能なCO₂サイクルが確保されていることを環境影響評価書に分かりやすく示すこと。